

アメリカにおける割賦販売の営業諸費用 および貸倒金の会計処理について

桑 原 幹 夫

一 序

二 営業諸費用の繰延について

〔A〕 会計実務に対する批判的な見解

〔B〕 会計実務を合理化する見解

三 貸倒引当金の計上について

〔A〕 一九二七年以後の税務

〔B〕 一九四九年以後の税務

〔C〕 貸倒金の会計実務

〔D〕 会計実務に対する論者の見解

四 結 び

一 序

アメリカの会計実務においては、割賦販売の収益認識の一方として、いわゆる割賦基準が採用される場合、

アメリカにおける割賦販売の営業諸費用および貸倒金の会計処理について（桑原）

一一一（八七五）

現実には、その採用が、それぞれの企業にとって、もつとも有利であると考えられる場合に限られている。

A. W. Johnson は、会計実務において、割賦基準が採用される場合として、つぎのような場合をあげている。

- (1) きわめて保守的な基準でもって、収益を報告することが望ましいとき、
 - (2) 所得税の考慮が最も重要であるとき、
 - (3) 売上高、または、総利益率が毎年相当変動するとき、
 - (4) 代金の回収が不確定であり、代金の回収期間が長く、たとえば、二年ないしはそれ以上の年であるとき。⁽¹⁾
- そして、与えられた条件において、割賦基準を採用することについての適否を強く支える論拠がない場合には、一般には、普通の販売と同様に、販売の年度に、収益全額を認識する方法により、処理することが、よりよい方法であると云われている。⁽²⁾

割賦基準が採用されると、収益は、代金の回収に比例して、認識されることになるが、しかし、これに関連して発生する営業諸費用および貸倒金の会計処理については、必ずしも明確にされているとは云えない。

本稿では、以上の点について、アメリカでの会計実務はどうであるか。また、それに対し、会計専門家はどのように考えているかということを紹介し、その問題点を明らかにすることにする。

議論を整理するために、すでに発生した費用、とくに、販売手数料、販売費、代金回収費等の営業諸費用の会計処理と、将来に発生する費用、主として、貸倒金に対する会計処理との問題に分けて順次、検討することにす。²⁰

(1) A. W. Johnson, Intermediate accounting, revised ed., 1958, p. 533.

(2) Ibid. p. 533.

なお、この実務の現実的な機能については、別の稿で明らかにした。^{*}

^{*} 拙稿「アメリカにおける割賦販売の収益認識理論の発展とその現実的基礎」立命館経済学第七巻五号

二 営業諸費用の繰延について

割賦基準が採用されると、売上原価の配分は、収益の認識に対応して配分されるが、その営業諸費用については、必ずしも、同様な配分がなされているわけではない。アメリカの税法は、割賦基準を選択する場合であっても、その営業諸費用については、すべて発生主義にもとづいて処理することを是認している。⁽³⁾ また、会計実務も、税法の是認するところにしたがって、同様な会計処理がなされていることは、一般に見うけるところであると云われている。⁽⁴⁾

このような会計実務は、一般の会計専門家によって受け入れられ、ある程度、合理化されようとしているが、しかし、必ずしも、会計専門家全体の統一した支持をうるところとはなっていない。⁽⁵⁾ とくに、われわれにとつて興味のある点は、いわゆる動態論の立場から、これらの実務に対し、強い批判がよせられているということである。

このような会計実務にたいし、批判的な立場をとる見解を述べるとつぎの通りである。

[A] 会計実務に対する批判的な見解

動態論を典型的なかたちで展開する W. A. Paton と A. C. Littleton はその著書でつぎの如く述べている。

アメリカにおける割賦販売の営業諸費用および貸倒金の会計処理について(桑原) 一一三(八七七)

「実務上、大部分の現金収益会計の機構は、現金主義による収益全額の明確な報告を行うということについても、またすべての営業上の費用を合理的に収益に負担せしめることについても、失敗しているという点で満足しがたい。……」

前述せるごとく、慣行的な実務では、生産または、棚卸勘定に集計されない費用、すなわち、一般管理費及び販売費が収益に対して合理的に振当てられていない。収益が、現金受領分で測定されるべきであるとすれば、費用の振当てもこれに即応して行われるべきだと主張しうるわけである。換言すれば、収益が、掛金徴収済額によって、期間的に配分しうるのなら、すべての発生原価もこれにふさわしく配分されるべきだといふのである。会計士の通常の状態としては、一般総係費と配給費とは、棚卸資産に含めて、繰延べるべきものでないと考えられているから、前述の提案はこれに相反する。しかし、このような一般会計士の態度は、収益測定上の現金主義には関係なく生れたものであることを記憶せねばならない。さきにも指摘したごとく会計の本質的な使命は、発生した費用をその費用から生じた収益と合理的に対応せしめることである。それゆえ、ある特定の販売に関する収益が二つ以上の計算期間にわたって分たれているならば、かかる販売に関する原価もまた同様に配分されるべきである。現金主義にもとづいて満足な損益計算を行おうとする試みが通常不完全で改良を要するのは、とくにこの点においてである。

正当と思われる場合に、収益を現金主義で測定することは、費用を現金支出によって測定することを意味しないのはいうまでもない。収益が支配的な要因であつて、費用は認識された収益額に関する費用なのである。もし顧客からの現金受領分が収益とみなされるとするならば、これに負担せしめられるべき費用は、そ

の間に現金が支払われた額ではなくて、このような収益をもたらすに要した費用である。⁽⁶⁾

からして、W. A. Paton は、別の著書において、具体的なかたちで、つぎのように述べている。

「もしも、割賦販売に関連する諸費用全部が、それが発生した時に、回収代金に対して全額課せられる場合には、このことは普通に行われているのだが、損益計算書における結果は、販売の年度には、利益を低く表示する傾向があり、のちの年度では、過大表示されるようになる。」⁽⁷⁾

このことば、W. A. Paton は、つぎの簡単な例を示している。⁽⁸⁾

たとえば、継続的な二つの会計年度において、割賦販売だけで営業しているある会社の諸事項が、つぎの通りである。(単位はすべてドル)

	第一年度	第二年度
売 上	100,000	75,000
回 収 代 金	40,000	85,000
売上商品原価	60,000	45,000
手数料、販売費およびその他の費用	25,000	18,750
回収代金	40,000	85,000

契約不履行または、他の複雑なことがらがないとするならば、現金主義についての最も一般的な解釈によると、この場合、利益比較表 (comparative income data) は、つぎの通りである。

商品原価（回収代金に対応する部分）	24,000	51,000
手数料，販売費およびその他の費用	25,000	18,750
差引合計	49,000	69,750
純利益	9,000*	15,250
* 損失		

この会計処理によると、費用合計の大きな部分が、正当と考えられる方法である回収基準（割賦基準）よりもむしろ、販売基準によって収益に課せられているために明らかに不合理である。換言すれば、収益と費用は調和の関係づけられず、営業活動については、同じ部門を反映しない。収益を認識する条件と同じ根拠で、諸費用全部を計上して、正しい表示をすれば、つぎの通りである。

	第一年度	第二年度
回収代金	40,000	85,000
商品原価	24,000	51,000
手数料，販売費およびその他の費用	10,000	21,250
差引合計	34,000	72,250
純利益	6,000	12,750

最初の不正確な計算では、商品の原価は、毎年度、回収代金の六〇パーセントであるが、他の費用は、第一年度では、六二パーセントをこえるが、第二年度では、二二パーセントしかないという不合理な状態になる。

修正した表では、商品原価は、毎年度の回収代金の六〇パーセントにあたっており、他の費用は、毎年度の現金収入の二五パーセントに達しており、ずっと合理的な方法である。(ここでは、費用全部が販売の年度に発生するという仮定がなされているが、若干の代金回収費および他の費用は、実際には、のちの年度に発生するという事実を無視している。)

以上が、会計実務に対する W. A. Paton の批判的な見解の内容であるが、このような見解に対しては、理論的には、一応の妥当性を認める論者もみられるが、⁽⁹⁾前述したように、現実には、一般の会計専門家には、受け入れられず、実務も W. A. Paton の見解に従っていない。⁽¹⁰⁾

つぎに、会計実務を合理化する理論、換言すれば、動態論の立場から批判されたところの実務を合理化する理論について検討してみよう。

[B] 会計実務を合理化する見解

会計実務を合理化する見解が一般的であることはすでに述べたが、しかし、会計実務を合理化する論拠については、論者相互間において必ずしも一致しているわけではない。したがって、ここでは、それぞれの論者の相異な論拠について、順次検討することにする。

(a) E. I. Field と L. W. Scheritt の見解

E. I. Field と L. W. Scheritt は、⁽¹¹⁾『本の著書』⁽¹²⁾ 前述の W. A. Paton と A. C. Littleton の見解を真向から批判してつぎのように述べている。

「利益は繰延べられるが、諸費用は繰延べられないということは、注意すべきであろう。諸費用は、理論的

には、もしもそれがその右の年度において、利益の産出にたいし、何ものかを貢献するのでなかったならば、繰延べることは出来ない。」たとえば、「前払保険料は、その後の年度の保障された危険 (coverage) をあらわしている。前払利息は、翌年度に適用される利息をあらわしている。」ところが、彼等によれば、「割賦販売に関連して発生した諸費用は、その後の年度における利益の産出に対しては、不可欠な関連をもっていない。したがって、繰延べるべきではない」と云っている。そして「その証拠に、当期の売上より生じた売掛金のうち、将来の年度に、代金の回収をする場合に、必要な費用を当期の費用とするのは適正ではない」⁽¹²⁾と同じであると云っている。

(b) H. A. Finney の見解

つぎに、前者と同様に実務を合理化する H. A. Finney の論拠についてみよう。

彼は、その著書において、つぎのように述べている。

「総利益は、回収基準にもつぎ繰延べられ、利益に計上されるのであるから、販売年度の諸費用も回収基準にもついで、同様に繰延べ、収益に課すべきであろうか。」という設問を行い、これに対し、彼自身、「売上利益を繰延べ、販売の時に、発生した諸費用を繰延べないのは、矛盾せる要素をもつものである」ということは、一応認めるが、しかし、これに対しては、つぎの二点をあげて批判している。彼によれば、まず第一に、前述の矛盾は、「利益の実現が、その勘定の代金回収次第であるとみなされるのに、すでに発生した諸費用に関しては、同様な偶然性が存在しないために、正当視されうるであろう」と云っている。そして、第二には、「実際上の問題として、割賦販売に適用しうるものとして繰延べられる費用の額を適正に決

定することは、普通、困難であるようである」と云つてゐる。⁽¹³⁾

◎ A. R. Holmes 及 R. A. Meier の見解

A. R. Holmes 及 R. A. Meier は「実務合理化の論拠として、つぎのように述べてゐる。すなわち、

「収益に費用を理論的に対応させるためには、営業費は総利益の繰延と同じ方法でもって将来の年度に繰延べられなければならない。実際においては、このことは行われていない。それは、発生⁽¹⁴⁾の年度に費用を認識することは、一層保守的といわれる純利益の数字を示すものであるという理由によつてゐる。利益を見越さず、認識された損失および費用を準備することは賢明である。(It is wise to anticipate no profit and to provide for all known losses and expenses) といふ格言の影響は、この矛盾した実務を認めてゐる。さらに、すでに発生した費用は確定であるといわれている。いかえれば、費用は未収金の回収如何によるものではないが、これに反して、利益の実現は、代金の回収如何によつてゐるのである」と云つてゐる。

◎ C. A. Moyer 及 R. K. Mantz の見解

C. A. Moyer 及 R. K. Mantz は、前述の議論を、更に詳細に展開してゐる。彼等によれば、「もしも収益が、販売年度以後の年度に繰延べられることになると、原価および費用も同様に繰延べるべきであるということは、論理的であるように思われる。伝統的な割賦販売会計では、このことがなされてゐるが、しかし、これは制限された範囲にすぎない」と云つてゐる。そして、さらに、「売上が将来の年度に繰延べられ、予想回収代金と、それから、それに関係する原価および費用が同様に繰延べられるかわりに、比例的、総利益だけが繰延べられる。このことは、売上および売上原価の両方を繰延べると同じことである。しかし、他の費用、すなわち、販売費、

管理費等々は、繰延べられない。売上商品原価は、売上の繰延べに比例して繰延べられる。（総利益を繰延べることによって）しかし、営業費または、金融費用は発生した年度に費用として考えられる。かくして、原価および費用は売上に対し対応すべきであるという理論は、総利益の数字を媒介として、割賦販売の取引に適用されるが、それ以上ではない。割賦方法によって会計を行っている会社は、一般に、その年度の売上の若干の部分が、繰延収益にされるという事実に関係なしに、記録されている。」

以上のことは、彼等によると、つぎの論拠にもとづいて正当視される。すなわち、

(一) 売上商品の商品原価が売上と密接な関係で発生すると同じ様には、これらの費用は発生しない。

(二) 年度間の正確な配分は、獲得利益により正当化しえない程困難なものである。」

さらに、彼等は、「売上原価は、収益の単位にたいし適用されるが、営業費は、時間的に、期間に対し適用されるといふ理論は、一般にうけられるように思われる」と云っている。したがって、「売上商品原価は、売上したがって繰延べられ、営業費は、発生した年度に計上される」と云っている。しかしながら、以上のような議論も、必ずしも、確信をもって述べられていないことは、つぎのように述べていることによってもあきらかである。

「販売費および管理費については、はげしい理論的な議論を展開することが出来るが、しかし、そのような方法を適用することによって、どのような現実の実際的な価値が得られるかは疑問である。」⁽¹⁵⁾

(E) A. W. Johnson の見解

A. W. Johnson は、割賦販売に関連する費用を繰延べることについては、論理的には、その妥当性を認める

が、しかし、会計専門家には一般に、受け入れられていないことを指摘したのち、つぎのような欠陥をあげている。

「(1) のちの会計年度の代金の回収に適用される営業費用は、前払費用として設定しなければならぬ。

(2) 総利益は、それが割賦売掛金の代金の回収に依存しているために不確定である。他方、諸費用は、それがすでに発生してしまっているために、確定的である。諸費用は、割賦売掛金の回収に付随しない。

(3) 代金の回収費は、将来の会計年度に発生するであろう。回収費は、発生費用、および、将来の年度の見積代金回収費にたいする当会計年度の借方記入よりむしろ、当年度にあっては、その年度の発生営業費の借方記入に等しく、後の会計年度では、これらの年度の発生費用の借方記入に等しくなるであろう。」⁽¹⁶⁾

以上、実務合理化論の見解の代表的と思われるものについて、それぞれの論拠をあげてきたが、合理化論自体が通説であるといわれているにも拘らず、その論拠が、論者自身も認めているように、理論的にはきわめて、不明確なものであつて、どちらかと云えば、実務を合理化するために、無理に、理論を創造したとさえ思われるのである。したがつて、論者のそれぞれの論拠が、論者相互において統一を欠くと思われるにも拘らず、通説となつてゐることは、必ずしも、奇妙な事であるとは云えないであろう。

(3) このことを指摘する著書として、つぎのものがあつた。

J. K. Lasser, Handbook of tax accounting method 1951, p. 7.

G. Newlove & S. P. Garner, Advanced accounting, vol. 1 corporate capital and income, 1951, p. 466.

なお、このような会計処理の現実的效果は、利益の繰延による過少表示と、それによる税の軽減であることは、云うまでもなからうであらう。

(4) A. W. Johnson, Intermediate accounting, 1958, p. 531.

アメリカにおける割賦販売の営業諸費用および貸倒金の会計処理について (桑原) 一一一 (八八五)

- (5) A. W. Jonson, *Ibid.* p. 531.
- (9) W. A. Paton & A. C. Littleton, *An introduction to corporate accounting standard.* p.59 (邦訳九八—九九頁)
- (7) W. A. Paton, *Essentials of accounting.* 1938. p. 607.
- (8) W. A. Paton, *Ibid.*, pp. 607~8.
- (6) このような論者としては、たとえば A. W. Johnson をあげることが出来る。彼は、つぎのようにいっている。
- 「売上の原価を配分し、学業諸費用を配分しないと、損益計算書では、最初の年度には、純利益を低く表示することになり、のちの年度には純利益の過大表示となる。」そして、「売上原価と学業諸費用が両方とも割賦売掛金よりの回収代金に比例して、収益計上の年度に配分されるならば」このような方法による「損害計算書は、理論的には適正であるけれども、……………」* (傍点—桑原)
- * A. W. Johnson, *Ibid.*, pp. 531~2.
- (10) W. A. Paton は「この点をいかに云つてゐる。」
- 「前述の健全な方法は、(割賦販売に関する学業諸費用を繰り延べる方法—桑原) つぎの理由により、会計専門家から反對されてきた。すなわち、そのような方法は、管理費および販売費を繰延費用として計上するものであり、それは、とうとう、連邦所得税当局の承認を受けうるものではない。」(傍点—桑原)
- (11) E. I. Field & Z. W. Sherritt は、彼等の著書の註のこの点を「いかに明示してゐる。」
- 「For a contrary view, however, see Paton and Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, p. 59, who state, "……………"」*
- * E. I. Field & L. W. Sherritt, *Advanced accounting*, 1946, p. 9.
- (12) E. I. Field & L. W. Sherritt, *Ibid.* pp. 9-10.

- (13) H. A. Finney, Principles of accounting, advanced, 3rd ed., p. 89.
- (14) A. W. Holmes & R. A. Meier, Intermediate accounting, revised ed., 1954, p. 417.
- (15) C. A. Moyer & R. K. Mautz, Functional accounting, intermediate, 2nd ed., 1951, pp. 70-71.
- (16) A. W. Johnson, Ibid. p. 532.

三 貸倒引当金の計上について

割賦販売に関連する将来の費用のうちでとくに、重要な項目は、貸倒引当金である。したがって、ここでは、貸倒引当金を中心として述べることとする。

周知のように、アメリカでは割賦基準を採用している場合の貸倒引当金の設定については、特別の方法による会計処理がなされている。これを、H. M. Raphael によって、要約して示すと、下記の通りである。

「割賦売掛金における貸倒金のための控除額は、価値がないと確認された特定の負債によってあらわされる商品の未回収原価に限定される。同様な限定は、貸倒引当金への付加額にも適用される⁽¹⁷⁾」

このような方法による貸倒引当金の設定は、通常の発生主義会計による場合と、著しく相違している。すなわち、発生主義においては、貸倒引当金の計上は、売上総額ないしは、未回収売掛金残高合計にもとづいて行われるが、割賦基準を選択している場合には、貸倒引当金の計上は、売上、または、未回収割賦売掛金における未回収原価に限定され、それにもとづいて設定されることになる。

割賦基準を選択した場合に、このような特殊な方法によって、貸倒引当金を設定することが、アメリカの税法

において認められるようになったのは、一九四九年六月以後であつて、それ以前の二十二年間は、アメリカ税法では、割賦基準にもとづいて、利益を報告する動産販売業者は、貸倒引当金の設定を是認しないという見解を保持して来た。

割賦基準を採用した場合に、貸倒引当金を設定することについては、理論的にも問題のあるところであるが、ここでは、しばらく J. M. Mero にしたがつて、アメリカの税法が、いかなる推移を経て、前述の規定に達したかを、種々の判例を通じて検討することにする。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

[A] 一九二七年以後の税務

一九二七年に、内国歳入局長官は、I. T. (Income Tax Unite Rulings) 2364 を公布した。ここでは、割賦販売に適用される利益が割賦基準会計にしたがつて報告される時には、貸倒引当金の設定は許されないということを規定していた。この規定は、つぎの論拠にもとづいている。すなわち、引当金法 (reserve method) におつて、控除が要求される金額は、それ自体、割賦基準においては、決して利益に関係した問題ではない。そのため、いかなる控除も許さるべきではないということであつた。

したがつて、このような割賦販売業者については、貸倒控除額は課税年度中に無価値となつた貸倒金の控除額に限定された。一九二一年に、O. D. (Office Decision) 792 におつて、貸倒金として控除されるべき金額は、(割賦基準が利用される場合に) もしも、買手の未決済割賦債務が無価値となり、商品が売手に回収されない場合には、契約不履行割賦金のうちの資本投資を示す部分 (すなわち、売上商品の未回収原価) であり、そして、この金額は、契約不履行のおこつた年度に控除されなければならないという見解がとられた。

割賦基準による納税者の貸倒引当金の控除可能性の問題についての判決が与えられた唯一の事件は、Wilbur Glenn Voliva 対内国歳入局長官事件であった。この事件によって、割賦基準を採用する場合には、納税者は、総利益から未実現総利益を控除するのに対して、貸倒引当金の計上のためにとられる控除に関しては、未実現総利益にたいし何らの修正もなされないということが規定された。

租税訴訟願庁 (The board of tax appeals) は、その規定において、明瞭に不完全であると考えられることについて見解を示している。その見解は、つぎの通りである。「われわれの知るかぎりでは、契約価格総計はすべて利益であつたし、また、それぞれの決済額はすべて利益であつたから、引当金は、適正な控除額でなかつたと考へる。たとへ、その方法が、充分、はつきりと確認された場合に、控除しうる資格があるということに関係なしに、われわれは、内国歳入局長官の行動が間違つていたということは出来ない」。納税者の事件の陳述が必ずしも充分に理解されていない点をはつきりさせるために、また、つぎのように云っている。「この事件では、一般に、引当金への付加額を割賦基準による報告利益より控除するかしないかを決定する必要がないし、また、われわれは決定しない」。

控訴において、第六巡回控訴裁判所は、確認し、次の如く述べている。「報告書の収益側は、控訴人が、この三、五〇〇ドルの項目により差引こうとしている貸貨販売の未稼得分を含めない。あきらかに、損益計算書に、その存在をみいだしえない項目を控除額としてみとめることは公正ではないであろう。貸倒引当金法によって、控除の要求されている金額が、それ自身、まったく受取額のうちを含められない場合には、それは控除額として是認さるべきではない」。

以上の引用より明らかごとく、Voliva 事件における法廷の見解は、つぎのような、注意すべき示唆を含んでいた。すなわち、納税者は、未決済割賦金に含まれている未実現総利益の部分を控除することなしに、その全額について貸倒引当金の計上を主張したために誤っていたということである。そして、もしもそのような修正を行った場合には、主張が通ったかもしれないと云うことであった。

一方、租税訴訟願庁は、現金主義にもとづいて利益を報告する納税者に対しては、もしも、引当金の計上が、資本の損失のみに対するものであり、報告されていない利益を含まない場合には、貸倒の控除については、引当金の設定を認めるという見解をもつてきた。

First National Bank of Omaha 事件では、この現金主義による納税者については、つぎのように云っている。「もしも、訴願人が、その帳簿の記入と、申告にあたって、総利益より、貸倒れ分を控除する資格がある場合には、貸倒引当金の設定と、毎年度、それになされた付加額を利益より控除することに關しては、一九二一年の歳巡入法の二三四条(a)(四)の恩典をうる資格がある。」この事件における租税訴訟願庁の規定は、部分的に、第八回控訴裁判所によって、無効にされたが、貸倒引当金に關する見解の部分は変更されなかった。また、Estate of Maurice S. Saltstein 事件では、引当金の控除は、現金主義にもとづいて、その勘定を記入し、その申告を登録している納税者の場合においては、無価値な少額の貸付勘定のうちの資本部分の範囲まで是認された。この事件では、租税訴訟願庁はつぎのように云っている。「貸倒引当金の控除を認めている一九三六年の歳入法の二三条(k)は、発生主義による納税者と、現金主義による納税者との間に区別が生じない。また、内国歳入局長官も、現金主義による納税者が、引当金の方法を使用する権利を否認するいかなる規則も発することはなかった。」

さらにつづけて、つぎのように云っている。すなわち、上述のごとく、First National Bank of Omaha 事件において述べられている見解よりかけはなれた理論は、何らみられなかった。

一九四七年一月八日に内国歳入局長官は、Mim. (IR- Mimeographs) 6209 を発した。そこでは Saltstein 事件より引用して、銀行が現金主義による場合には、引当金を設定することが出来るということを規定した。そして、そのような引当金の適正な測定と、それに関連して控除としてゆるされる金額に対して特別の規定を行った。同時に、T. D. (Treasury Decision) 5594 が公表された。それは、一九四七暦年の納税者に、貸倒金の取扱いについても、引当金の方法に変更する許可を申請するために、一九四八年の三月十五日までの延長をゆるした。一般にこの申請は、変更が有効となる年度末以前の少くとも三十日以前になされなければならなかった。

[B] 一九四九年以後の税務

以上の発展を概括すると、内国歳入局長官は、発生主義と、現金主義の両方の控除について、引当金の設定をゆるすということになった。(ただし、後者は、資本投資の範囲にだけ)しかし、割賦基準による納税者には、引当金の使用を拒否した。しかしこのような状態を維持することは出来なかった。なぜなら、割賦基準は、純粋な発生主義と現金主義との間にその位置を占めているからである。割賦基準は混成の方法 (hybrid method) である。それは、前述の如く割賦販売による総利益の報告にあたっては現金主義を使用するが、他のすべての利益および控除科目については発生主義を使用しているのである。

内国歳入局長官は、一九四九年六月二十七日の内国歳入局通達で公にされた I. T. 3957 を公表することによって、この不公平を是正した。I. T. 3957 は、I. T. 2365 を修正して、動産の割賦販売による利益を割賦基準に

もとづいて報告する納税者に、割賦勘定よりの貸倒損失に対し引当金を設定し、課税年度中に引当勘定に対する合理的な付加金を控除することを是認した。

しかしながら、割賦基準による納税者の貸倒引当金への付加金は、割賦基準固有の未実現総利益の部分に対しては修正されなければならない。それゆえ、納税申告にとられる純有効控除分は、総利益の非報告の部分が移動するにもかかわらず、資本投資分（すなわち、売上商品の未回収原価）に限定される。

I. T. 3957 によると、もしも、納税者が割賦売掛金と非割賦売掛金（掛売のごとき）の両方をもっている場合には、納税者は、（1）割賦勘定だけに、（2）非割賦勘定だけに、ないしは、（3）両方の勘定に対し、貸倒引当金の設定を選択してもよい。しかしながら、もしも、納税者が（3）を選ぶと、二つの別々の貸倒引当金を正確に保持しなければならない。引当金の一つは割賦勘定に関するものであり、他の引当金は非割賦勘定に関するものである。割賦基準によって、納税者がはじめて、納税申告の登録をする場合には、上述の三つの方法のうちの一つでもって、貸倒引当金の設定を選択することが出来る。

課税年度内に無価値となった特定の貸倒金（割賦勘定より生ずる）について、控除してきた割賦基準による納税者は、そのような貸倒金に対し、引当金の方法を採用してもよい。ただし、そうするための許可を規則 116 G-1(a) にしたがって得ることを条件としている。この許可に対する申請は、変更が有効となる課税年度の締切日以前の少くとも三〇日以前になされるべきである。一旦、そのような許可がゆるされ、引当金法が採用されると、その方法は、特定の貸倒金項目を控除する方法に変更するために、新しい許可をうるの でなかつたら、のちの年度においても使用されなければならない。もとに変更するためのその後の許可は、おそらく、変更の年度の

期首において、その貸倒引当金の残高を利益として申告するかどうかによるであろう。(前述の如く、一九五四年の歳入法の四八一条の救済規定にしたがって)

割賦勘定より生ずる貸倒金の会計処理について引当金法を使用する業者は、その納税申告にあたって、(a)課税年度の割賦売上高と貸倒引当金のそれに対するパーセンテージ、(b)課税年度の期首および期末における未決済割賦掛金の総額および(c)課税年度中に全体として、また部分的に無価値となり、そして貸倒引当金に課せられた割賦勘定の総額を示す報告書を作成することが要求されるであろう。はじめて、利益の申告を登録する場合においては、割賦基準による納税者は、(申告の検査にあたって、内国歳入局長官の承認を必要とするが)上述の三つの任意の方法のうちの一つで貸倒金について、引当金の方法を選択してよい。

納税者は、同じ課税年度において、引当金法と貸倒特定法 (specific bad debt method) の両方で、貸倒金に対し、控除しないかもしれないが、つぎのことが決められている。すなわち、課税年度中に特定の勘定が無価値となる場合には、その金額は全額、貸倒引当金への付加額の算出にあたって含められるであろうということ、そして、総付加額は、もしも貸倒引当金が、(それに課せられる特定の無価値な勘定を控除したのちに)課税年度末現在において、金額的に合理的であるならば、控除されるであろう。

したがって、割賦基準による納税者が、割賦勘定より生ずる貸倒金の控除について、引当金法を採用する年度では、その概括的な有効控除額は、つぎのものからなっているといえるであろう。

(a) 課税年度末において、特定の納税者にとって合理的であると考えられる貸倒引当金の金額、これらの要素として、つぎのものが考慮に入れられる。

(i) 年度末における割賦売掛金の資本部分
(ii) 代金回収可能性についての、そのような売掛金の状態、これは、各割賦勘定に関し、最後の支払日以後に経過した月の数に正確に関係している。

(iii) 無価値な割賦勘定に関する納税者の以前の経験、および
(vi) 事業の一般的な状態と、納税者自身の事業部門の状態。

プラス

(b) 課税年度中に無価値となった特定の割賦勘定に含まれている売上商品の未回収原価の金額

マイナス

(c) 以前に損金算入された貸倒金のうち、課税年度中の回収額。

引当金法については、初期の判例においては、この方法を採用した納税者は、変更の年度において、そして、その後の年度において、変更の年度以前になされた販売より発生した貸倒金にたいして、（納税者が、貸倒特定法を使用した年度における）控除を否認さるべきかどうかということについて疑問が生じた。このような特殊な問題は、First National Bank of Omaha 事件において、納税者の勝訴ではっきり解決された。引当金方法を使用する納税者の貸倒金の回収は、選択された処理方法が、規則的に、そして継続的に行われるならば、それは、利益としてか、または、貸倒引当金にたいし借方記入することによって、適正に処理されるであろう。

〔C〕 貸倒金の会計実務

以下において述べられている割賦基準のもとでの貸倒金に対する種々の会計処理は、すべて、つぎのことを認

めている。すなわち、割賦基準の納税者は、無価値な割賦勘定の資本部分のみに関係しなければならぬ貸倒金の純除額に限定されている。いかなる状況においても、控除額は未実現総利益部分に含められることになる。なぜなら、割賦基準のもとでは、そのような総利益は利益としては報告されていないからである。

(a) 会計処理 I (貸倒特定法)

貸倒特定法のもとにおいては、無価値な勘定を償却するための仕訳は、つぎの通りである。

① 無価値な勘定を償却する。

(借方) 貸倒損失 (未回収売上原価に対する)

(借方) 未実現総利益 (総利益未報告部分)

(貸方) 受取勘定 (借方の未決済残高に対して)

この仕訳と、つぎの②の仕訳における総利益未報告部分の算出において、償却される金額に適用されるパーセンテージは、無価値となった勘定のもとの売上年度において実現した総利益率である。

② 商品の取戻しのあったことに関連して、無価値となった勘定よりの損失を償却する。

(借方) 棚卸商品 (取戻し商品の公正市場価格に対して)

(借方) 貸倒損失 (a) 未回収売上原価の (b) 取戻し商品の公正市場価格を超える超過分)

(借方) 未実現総利益 (総利益非報告分)

(貸方) 受取勘定 (借方の未決済残高に対して)

(b) 会計処理 II (貸倒特定法)

アメリカにおける割賦販売の営業諸費用および貸倒金の会計処理について (桑原)

実務上の便宜として、割賦基準による納税者は、通常、その勘定を発生主義にもとづいて記入し、「未実現総利益」勘定を用いて割賦基準に変更する。この手続にしたがうと、無価値な勘定を控除する貸倒特定法のもとの適正な純控除額は、つぎの場合にえられる。すなわち、(1)未回収割賦勘定の全額が貸倒金の控除として償却され、同時に受取勘定の貸方が相殺される。そして、(2)割賦勘定における結果としての低下は、期末の未実現総利益を減ずる。それによって貸倒金に含まれている未実現総利益の部分は、課税年度の実現総利益に算入されることになる。控除額としての要素(1)と総利益における要素(2)を包括することは、自動的に、未回収売上原価に限定された純控除額を生ずる。Lenox Clothes Shops 会社事件においては、純税者は、この簡便法によっていた。この方法は、訴訟によって、是認されていた。この事件は、第六巡回控訴裁判所に控訴された。しかし、貸倒金の問題は、その訴訟には含められなかった。

(c) 会計処理Ⅲ（引当金法）

貸倒れの控除を引当金法によると、仕訳は、つぎの通りである。

- ① 貸倒引当金に対し、合理的な付加額を設定。（年度末における引当金の合理性は、割賦売掛金の資本部分に関して決定されるべきである。）

（借方） 貸倒損失

（貸方） 貸倒引当金

- ② 無価値な勘定を償却

（借方） 貸倒引当金（未実現売上原価に対して）

(借方) 未実現総利益 (総利益非報告部分)

(貸方) 受取勘定 (借方の未決済残高に対して)

この仕訳と、つぎの仕訳③における総利益非報告部分の算出にあたっては、償却されるべき金額に適用される率は、無価値な勘定のものの上年度に実現した総利益率である。

③ 商品の取戻しがあったことに関連して、無価値な勘定よりの損失を償却

(借方) 棚卸商品 (取戻し商品の公正市場価格に対して)

(借方) 貸倒引当金 (a)未回収売上商品原価の (b)取戻し商品の公正価格をこえる超過分)

(借方) 未実現総利益 (総利益の非報告部分に対して)

(貸方) 受取勘定 (借方の未決済残高に対して)

(D) 会計処理Ⅳ (引当金法)

引当金法のもとでは、この会計処理は、Lenox Clothes Shops 会社事件において、租税訴訟庁により是認された簡便な方法と同じである。この方法は、つぎの段階を有している。

① 割賦売掛金に含まれている未実現総利益に対し、いかなる調整もなしに、割賦売掛金の全額に関連される合理的な引当金付加分でもって、貸倒損失が借方記入され、貸倒引当金が貸方記入される。

② 非回収割賦勘定全額は、(もしあれば、取戻し商品の公正市場価格を控除した) 受取勘定に貸方記入されると同時に、貸倒引当金に借方記入される。結果としての割賦売掛金の減少は、年度末の未実現総利益を減ずる。それによって、貸倒金に含められている未実現総利益がその年度の実現総利益のうちに含められることになる。

③ 貸倒引当金は、つぎの例にしたがって、各年度末における未実現総利益の計算において、割賦売掛金より控

除として取扱われる。

この表によると、引当金におけるいかなる変化も、割賦売掛金「純額」に反映され、それによって、年度末未実現総利益「純額」としたがつて、課税年度に含められる実現総利益の金額に変化が生ずる。

控除額における要素①と、総利益における要素②および③を包括すると、自動的に、未回収売上商品原価の要素に限定された純控除額が生ずる。

与えられた、いかなる課税年度においても、会計処理Ⅲと金計処理Ⅳは、それぞれ同じ金額の課税所得が生ずる。

[D] 会計実務に対する論者の見解

前述の如く、割賦基準が採用されるにも拘らず、貸倒引当金の設定を認めることとなった税法の規定と、その実務に対しては、論者によ

販売年度	5年度末に おける割賦 金	総利益率	5年度末に おける実現 総利益
1 年	\$10,000	40%	\$4,000
2 年	50,000	42	21,000
3 年	100,000	41	41,000
4 年	540,000	43	232,200
5 年	1,300,000	39	507,000
総計	2,000,000	40.26	805,500
引当金	200,000	40.26	80,520
差引合計	1,800,000	40.26	724,680

つて、種々の見解が存在している。

一般には、このような方法を理論的に合理化しようとする試みは、きわめて困難な課題であつて、むしろ、「諸勘定が、割賦基準にもとづいて取扱われている場合には、貸倒引当金の設定は不必要であると考えられていることが多い」と云われている。

そのために、貸倒引当金設定を是認する一九四九年以後の税務とは結果においては対立することになるが、このような一般的な見解とその論拠を示せばつぎの通りである。

たとえば、A. W. Holmes と R. A. Meier は、つぎのように述べている。

「割賦売掛金が回収不能となることは、取戻し損、または、取戻し益の原因となる。貸倒損失と呼ばれる事業にとっての追加的な費用は、つぎの理由にもとづいて、無駄なこととなるであろう。発生主義によると収益は、(総利益を含めて) 販売された時に認識されて、代金回収の日には関係しない。貸倒引当金は、この認識され、記録された収益により計上されるのである。割賦基準によると、収益は、(総利益を含めて) 現金の回収によって、未実現利益勘定から実現利益勘定への利益の振替が行われて、始めて、認識される。未実現総利益勘定における残高全部は、その勘定科目だけでは利益と同様に認識されないために、それは、非回収代金に対する『準備金』をも構成しているのである。⁽²¹⁾」

同様な見解は、H. A. Finney と H. E. Miller の著書においてもみられる。すなわち、

「割賦販売による総利益は、その取引の行われた時には、稼得されたものとして、認識されないために、そのような取引と結びついた将来の費用および損失は、当期の利益に課することによって見越計上してはならない。総利益を繰延べ、将来の回収費用および貸倒損失を当期の費用に課すことによって見越すことは矛盾であるであろう。⁽²²⁾」

また、W. A. Paton も、同様な主旨の意見を、つぎのように詳しく述べている。

「割賦販売により発送した商品は顧客の使用によって低落するものであり、さらに売手は、契約不履行の場

合には、商品の取戻しを行うことが困難であるという危険も加えられるのである。このような状態を考慮に入れると、見込損失にたいする特別の引当金を未決済商品における売手の純持分に対する相殺として、貸借対照表に設定し、示すべきであるという主張については、何らかの根拠がある。しかしながら、大低の場合には、そのような修正は、不必要な保守主義をあらわすものであろう。売手によってなされた決済額は、普通、商品の価格の低落を充分相殺するに足るよりも大きいものであり、典型的な形式の契約によると、そのような決済額全部は、契約不履行の場合には、売手に没収されるのである。⁽²³⁾

以上の議論は、理論的には、明確であり、論ずるまでもないと考えられるにも拘らず、これに対して、前述の税法規定および、その実務を合理化するための議論が若干の論者によってなされている。

たとえば、Montgomery は、貸倒引当金の設定の必要性の論拠として、つぎの点をあげている。

「商品を取戻す権利は、貸倒損失の可能性を除去するものではない。（何故なら）割賦販売制によって販売された商品の多くは、たとえ取戻されたとしても、そのままでは、再販売価格がなく、あるいは、たとえ修理されたとしても、未払勘定、修理費および再販売費を回収するのに十分な価格でもって販売することが出来な⁽²⁴⁾。」

しかしながら、以上の論拠は、つぎに示す、J. H. Jackson の事実の指摘を考慮に入れると、必ずしも、そして、とくに最近においては支持しうるものとはならないであろう。

「割賦販売の初期の時代には、割賦売掛金は確かな資産とは考えられていなかった。しかし、最近においては、（註、この著書は、一九五一年に書かれた―桑原）割賦販売は、より一般的に認識されるに至ったため、この

割賦売掛金は、多少流動性はおとるけれども、普通の売掛金と同様に健全なものであるとみなされている。⁽²⁵⁾ 貸倒引当金の設定を合理化する議論は、G. R. Husband と W. J. Schlatter の見解のうちにみられる。彼等は、「将来予想しうる非回収分に対し、適正な引当金を設定されなければならない。」と前置して、その理由として、つぎのように述べている。

「将来予想しうる非回収分の割賦収益に対しては、借方記入をおこなう必要がないとしばしば考えられている。しかしながら、このことは、殆んど主張しえない。なぜなら、契約不履行は、総原価と実際に回収しうる売上高の関係を变えるであろうからである。代金回収が売掛金総額に不足すると思われる時はいつでも、修正が必要であろう。そのため、販売価格のうち、回収しうる主要な部分を、売上商品原価の回収として会計処理する必要があるのである。引当金が設定されない時には、収益として示された金額の部分は、実際には、原価の回収であり、そして、収益は、この範囲まで過大表示されるのである。代金の回収が原価をつぐなわない時はいつでも、はつきりした損失の状態を伴うものである。」⁽²⁶⁾

以上の議論と同様に、超保守主義的な議論は、ほかにも見られる。

「Husband and Thomas (Principles of Accounting) は、全体的な描写の観点より、将来の契約不履行については、当年度において、収益として記録される金額は、原価に適用されなければならないということ、そして、少くとも、当期の収益に対しては、貸倒引当金の部分を借方記入するためには、理論的な正当性があると思われる事実を例証している。現金が、すでに回収されてしまったという事実は、この結論に反対する最終的な証拠ではない。なぜなら、現金が原価に対して適用されなければならないか、または、収益に対

して適用されなければならぬかという疑問は、顧客の将来の弁済如何によるであろうと思われるからである。実際上の問題としては、実施される手続は、貸倒の経験の模様によって影響されるであろう。⁽²⁷⁾」
以上のように、税法の規定とその実務の合理化は、いろいろと創造されているが、しかし、会計専門家一般の支持をうるほどにも合理化され統一化されていないのが現情である。

(17) H. M. Raphael はアメリカにおいて、割賦基準を採用する場合の税務の特徴として、つぎの諸点を列挙している。

「① 割賦販売総利益は、割賦金回収によりその計算の範囲までに限定される。

② 割賦債権のうちにあらわされ、会計年度末現在に、未回収である売上商品原価は、販売年度における割賦基準総受領額より控除される。

③ 割賦売掛金における貸倒金のための控除額は、価値がないと確認された特定の負債によってあらわされる商品の未回収原価に限定される。同様な限定は、貸倒引当金への付加額にも適用される。

④ 取戻し商品による損益は、割賦債権と取戻し商品の公正市場価格をもとにして決定される。^{*}」

* H. M. Raphael, Tax accounting method for installment dealers, in handbook of tax accounting method, 1951, pp. 398-9.

(28) J. M. Mero が、この問題を詳細に展開してゐるのは、つぎの論文である。

J. M. Mero, Use of bad debt reserve by installment dealers, in Taxes-the tax magazine, vol. 27, No. 11, Nov. 1949, pp. 969-974.

しかし、この論文は、一九四九年十一月発行であるので、その後に表示した、つぎの論文を適宜参照しながらまとめた。
J. M. Mero, The installment basis for dealers in personal property, in Taxes-the tax magazine vol. 37, No. 11,

(19) 一九四九年六月以後において、割賦基準を選択した場合においても、貸倒引当金の設定が認められることになった現実的な意義を検討しなければならないが、一般的に云えることは、当時の軍拡による税負担の増大、戦後における消費財に対する需要の増大、大衆の貧困化と過剰生産による割賦販売の激増等の中において、割賦販売業者が判例を通じてみられるように、有利な結果をえた税法上の恩典と考えられるであらう。

(20) G. R. Husband, *Receivables*, in *Accountant's Handbook*, edited by R. Wixon, 1956, p. 11-39.

(21) A. W. Holmes & R. A. Meier, *Ibid.*, p. 418.

(22) H. A. Finney & H. E. Miller, *Ibid.*, p. 137.

しかし、彼等は、繰延総利益を区分することにより、貸倒引当金の設定を試みようとして、つぎのように云っている。

「……しかしながら、繰延総利益勘定のどの部分が費用および非回収勘定に対し必要な見込額であるかを示すために、繰延総利益勘定を配分することには異論がない。そのような配分がなされると、より明瞭な、そして、より完全な描写が貸借対照表に表はれることになる。しかしながら、もし繰延総利益が、このように配分されるとしても、その配分は、貸借対照表のためにのみなされるということを理解しなければならぬ。繰延総利益は、実現した時には、利益に振替えねばならない。そして回収による損失と代金の回収に関連する費用は、それらが発生した時に費用とすべきである。繰延総利益 残高五〇、〇〇〇ドルが、つぎの要素を含んでいると仮定する。

回収しえないと思われる割賦販売掛金の部分	\$ 10,000
過去の販売に適用される将来の費用の準備金	\$ 15,000
未実現総利益	\$ 25,000

これらの要素は、貸借対照表では、つぎのように分類されるであらう。

アメリカにおける割賦販売の営業諸費用および貸倒金の会計処理について (桑原) 一三九 (九〇三)

未回収勘定のための引当金 (準備金) \$ 10,000

(割賦売却掛金勘定より控除される)

未回収割賦売却掛金における未実現利益、これに対して

\$ 15,000で評価される将来の費用が適用される \$ 40,000

(慣習的には、繰延収益として示される) *

* H. A. Finney & H. E. Miller, *Ibid.*, pp. 137-8.

(23) W. A. Paton, *Essentials of accounting*, 1946, p. 607.

(24) G. R. Husband, *Ibid.*, p. 11, 39.

(25) J. H. Jackson, *Accounting principles*, 3rd ed., 1951, p. 435.

(26) G. R. Husband & W. J. Schlatter, *Introductory accounting*, 1949, p. 425.

(27) G. R. Husband, *Ibid.*, p. 11, 39

四 結 び

以上によって、アメリカにおける割賦販売の営業諸費用並びに、貸倒金の会計実務とそれに対する論者の見解を紹介してきたが、最後に全体を総括し、問題点をあきらかにしておこう。

① まず第一に、アメリカの割賦販売の会計実務においては、割賦基準の採用は、その採用が、その企業にとつて、もっとも有利な場合にのみ限られている。

② 割賦基準の採用は主として利益の過少表示と税金対策におかれているが、税法は、割賦基準が採用されても、

營業諸費用の繰延を要求しない。会計実務は、一般には、この税法の規定にしたがっている。

③ このような營業諸費用にかんする税法の規定と、その会計実務に対しては、動態論の立場より強い批判がよせられている。

④ しかし、一般に、理論的には、その矛盾を認めながらも、会計実務を合理化する理論が支配的である。

⑤ ところが、実務合理化論の論拠は、必ずしも、明確なものではなく、また、論者においても、相互に必ずしも一致していない。すなわち、その論拠が不明確で、かつ、それが統一されていないにもかかわらず、実務合理化論が通説となっているのである。

⑥ 割賦基準が採用された場合にもアメリカの税法は、貸倒引当金の設定を認めている。しかし、これは、一九四九年六月以後のことであつて、それ以前は認めていなかった。

⑦ アメリカの税法が、貸倒引当金の設定を認めていると云つても、発生主義における貸倒引当金の計上の場合とこととなり、売上商品の未回収原価に対するものだけに限られている。このような特殊な方法による貸倒引当金の設定の成立の根拠は、これらの税法の規定を、その判例を通じて、歴史的にみた場合、税務当局側と納税者との間の長期にわたる対立のうちに成立した妥協の産物であるといつてよいであらう。この点については、J. M. Mero にしたがつて、詳細に実証した。

⑧ 割賦基準を採用した場合においても、貸倒引当金の設定を認める税法の規定と、その実務を合理化することは、現情では、理論的に困難であつて、一般の支持するところとはなっていない。

⑨ しかし、このような税法の規定と、その実務を合理化しようとする会計理論の創造が一部の会計理論家によ

って試みられている。

- ⑩ 割賦販売における営業諸費用と貸倒金の会計処理について一般的に云えることは、まず、税金対策としての会計実務があつて、それを会計理論でもって合理化しようとしているように思われることである。したがつて、会計実務の変更が要求される場合には、それに呼応して、会計理論も、その変更が要求されることになるであろう。しかし、いわゆる会計理論が、このような性格のものであるならば、このような会計理論そのものの科学性について疑問がよせられる結果になるのは、当然であろう。
- （三五・二・二〇）